

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記「表題部所有者不明土地に係る所在事項」欄の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年4月16日 大分地方法務局 登記官 富 永 美 香

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
3200-2024-0028	大分市三ヶ田町一丁目121番4
3200-2024-0029	大分市三ヶ田町一丁目121番5
3200-2024-0030	大分市三ヶ田町一丁目121番6